第42回憲法と平和を考えるつどい

「建国記念の日」に“命(ぬち)どぅ宝”を考える

―名護･海上ヘリポート基地,日米新「ガイドライン」の問題を通して―

講師：芳澤 弘明 氏（弁護士）

1998年2月11日(水) 午前10時

宮崎市総合体育館大会議室

資料集目次

1．講演レジメ……p.1～7
2．沖縄・米軍基地位置図……p.8
3．海上基地の方式……p.8
4．名護市・普天間基地の主な事件・事故…p.9
5．名護市・住民投票結果……p.10
6．沖縄県知事海上基地反対表明……p.11
7．名護市長選挙結果……p.12
8．「日本の空港・港が米軍の基地になる」…p.13
9．九州周辺上空の日米共同訓練……p.14
10．新「ガイドライン」……p.15～20
11．日米安保条約……p.21

主催：JSA(科学者会議)宮崎支部・宮崎民主法律家協会

「憲法記念の日」に〝命どう宝〟を考える

ー名護・海上ヘリポート基地、日米新ガイドラインの問題をとおしてー

第四二回憲法と平和を考えるつどい

一九九八年二月一一日　午前一〇時

宮崎県総合体育館大会議室

芳澤弘明

はじめに

一、太平洋戦争・沖縄戦

1、一五年戦争

2、「大東亜戦争」宣戦布告ー天皇がくだした開戦の決断

3、〝すて石〟作戦としての沖縄戦

（一）沖縄人はスパイ

（二）終戦をひきのばした天皇・ヒロシマ・ナガサキと沖縄

天皇の戦争責任

（三）終戦ー八紘一字の結末

二、米軍による占領統治と基地建設

1、日本軍による土地取り上げ

2、日本軍の基地が米軍基地に

3、戦中・戦後の基地構築ー住民を収容所にとじこめたうえでのかこいこみ

4、講和発効ー銃剣とブルドーザーによる土地強奪

5、天皇が希望したアメリカの占領継続

三、米軍統治下の県民のたたかい

1、単独講和反対－初期の復帰運動

2、四原則貫徹の島ぐるみのたたかい

・一九五四年四月三〇日　軍用地処理に関する請願決議（琉球政府立法院）

一、アメリカ合衆国政府による土地の買上げ、または永久使用、借地料の一括支払いは、絶対におこなわないこと。

二、現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がおこなわれること。

使用料の決定は、住民の合理的算定にもとづく要求額にもとづいてなされ、かつ評価および支払いは、一年ごとになされなければならない。

三、アメリカ合衆国が加えたいっさいの損害については、住民の要求する適正賠償額をすみやかに支払うこと。

四、現在アメリカ合衆国の占有する土地で不要な土地は、早急に解放し、かつ新たな土地の収用は絶対に避けること。

・一九五六年七月六日プライス勧告反対、四原則貫徹県民総決起大会（一五万人）

3、復帰協の結成（六〇・四・二八）と壮大な統一戦線・復帰闘争の発展

・アイク追放デモ（六〇・六・一九）－新安保自然成立の日

4、ベトナム戦争（六四～七五）下のたたかい

（一）教公二法制定阻止闘争の勝利（六七・二・二四）

（二）三大選挙の勝利、屋良革新行政主席当選、立法院選挙で革新勢力躍進（六七・一一・一一）、平良良松革新那覇市長誕生（六七・一二・一）

（三）ベトナム侵略戦争反対のたたかい

（四）Ｂ５２撤去、原潜寄港反対、生命を守たたかい

Ｂ５２墜落炎上（六七・一一・一九）

B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議（いのちを守る県民共闘会議）結成

（一二・七）

B52撤去要求県民総決起大会（一二・一四）四万人結集

総合労働布令撤廃、二・四ゼネストの成功をめざす県民総決起大会（六八・一・二四）五万人結集

二・四ストライキ統一行動（六八・二・四）横なぐりの雨と風のなか五万五、〇〇〇人結集（屋良主席のゼネスト回避要請があっても）

5、核も基地もない真の沖縄返還を求めて

（一）日米沖縄協定（七二・五・一五）による核基地つき沖縄返還

佐藤栄作総理「核抜き本土なみ返還」を宣伝

（二）核密約の系譜

（三）その実体はいま明らか

四、SACO最終報告の危険な内容

1、海上基地の新設

（一）オスプレイ・垂直離着陸兵員輸送機の基地として

（二）「関西新空港」と同じーロバート・ハミルトン氏

2、読谷のパラシュート降下訓練場、北谷の軍病院、北部訓練場

3、実弾砲撃演習場ー本土の沖縄化

4、移設費用の日本政府負担ー国民の血税

5、「日米安保共同宣言」の実践と具体化

五、米軍用地収用特別措置法の改悪とこれからのたたかい

1、特措法改悪をどうみるか

（一）五回目（戦後三回目）の琉球処分

（二）ガイドライン見なおしへの地ならし－沖縄差別というに止まらない

六、恐るべき戦争マニュアル－これが新ガイドライン

（一）米軍と自衛隊の軍事一体化

（二）後方支援から前線まで－参戦の具体的内容

一　「米軍による施設の利用」

－日本全土が米軍の巨大後方支援基地に

二　「後方地域支援」

－広い意味での戦争行為、前線で戦うより重要

三　「自衛隊の運用と米軍の運用」

－前線での日米軍隊の一体化した作戦

（三）対米便宜供与から日米軍事一体化へ、極東（地理的用語）から周辺地域（無限に拡大される）へ

（四）「有事立法が扉をたたく」「おおかみが入口で戸をったたいている」－浅井教授の警告

七、日本軍事同盟はもういらない

なぜアメリカは日本に居すわるのか

（一）米政府の公式文書、高官の証言

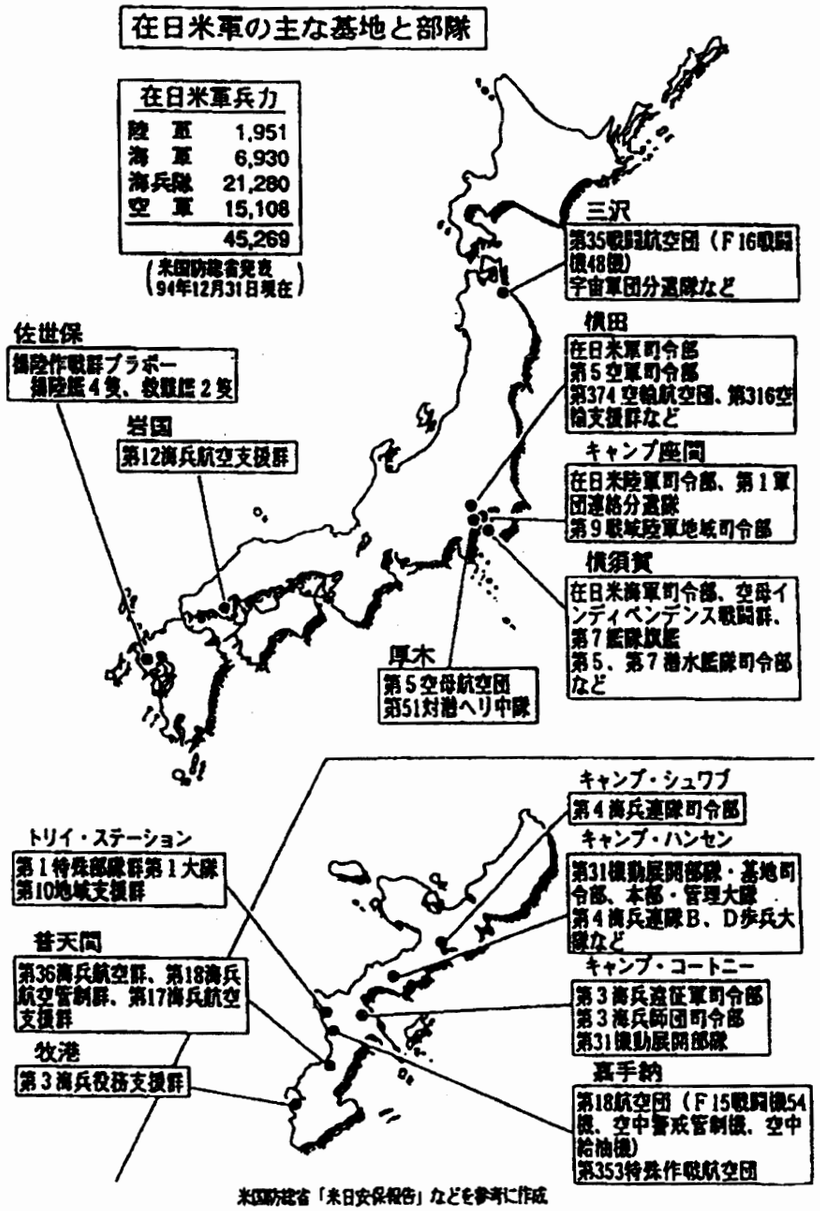

(95.12.10「赤旗」)

★チェイニー米国防長官（当時）

「米軍が日本にいるのはなにも日本を防衛するためではない。日本は必要とあれば米軍がつねに出動できるための前方基地として使われるのだ。しかも、日本は米軍駐留経費の七五％を負担してくれている。極東に駐留する米海軍は、米国本土から出動するより安いコストで配備されているのだ」（九二年三月五日の米下院軍事委員会）と証言している。

★ロード国務次官補

「日本のアメリカ軍部隊への直接の財政支援は年間ほぼ五〇億ドル、経費の約七

○％に達している。実際、これは他のすべての同盟国を合わせたよりも多い」とほめちぎっている。

★ペリー米国防長官

日米安保の「再定義」を前にして「アジア太平洋に一〇万人、日本に四万七〇〇〇人の米国軍隊のプレゼンスは、今度とも絶対必要である」と強調して、「日本が在日米軍経費の七〇％以上を提供している：：そしてそれは、米国の国家的利益に奉仕している」と持ち上げ、さらなる費用の負担を日本側に要求している。

★ナイ国防次官補

「日本列島はアメリカの前進展開部隊に、地理戦略的に極めて重要な海軍、空軍、地上部隊を、アジア大陸の外辺に提供している」「ソ連が崩壊し、その結果、この地域にたいする軍事的脅威が減少したにもかかわらず、日本におけるわれわれのプレゼンスは、いぜんとして、われわれの地球的規模の前進展開態勢にとって死活的に重要な側面である」（九五年一〇月二五日、米下院国際関係委員会）と証言している。

★米国防総省

「日本におけるわれわれの陸軍、海軍および海兵隊の基地はアジア・太平洋における防衛の第一線を支援するものである。これらの部隊は広範な局地的、地域的ならびにペルシャ湾にいたるまでの地域外の緊急事態に対処する準備を整えている」（「日米安全保障関係報告」九五年五月一日公表）「在日米軍基地はどこの紛争地域にも迅速に展開できる好位置にある。太平洋地域の距離的へだたりの大きさからして、日本の基地の利用権の確保は、侵略を抑制し打破するわれわれの勢力において決定的役割をはたしている」（「東アジア・太平洋地域に対するアメリカの安全保障戦略」同年二月二七日公表）

（二）「二一世紀はアメリカの時代」

・世界まるごとアメリカの市場へ

・日本独占資本の思惑

・商船は軍艦を呼ぶ

2、民族の尊厳と主権を犯す安保・軍事基地はもういらない。

（一）世界で唯一、日本だけのもの（こと）、世界で一番多いもの、日本人にとっての八つの恥ずべきこと。

一、首都に米軍の基地がある、しかも核戦争を指揮する基地（横田）。

二、米空母の母港がある（横須賀）（佐世保）。

三、米海兵隊強襲揚陸艦の母港がある（沖縄）。

四、米海兵隊が師団規模で常駐している（沖縄）。

五、米陸・空・海・海兵隊がそろって常駐している（沖縄）。

六、民間機の空の安全を米軍にゆだねている（沖縄）。

七、米軍の実弾射撃演習場のために移転した学校がある（沖縄、喜瀬武原小中学校）

八、米兵一人あたり年間一、四〇〇万円（総額六千億円）の国庫支出をしている（米軍基地維持費、思いやり予算）。

（二）日米安保絶対の世論は変った。

むすび

名護市民投票の歴史的勝利とたたかいの展望

杭式桟橋方式（浮体工法）

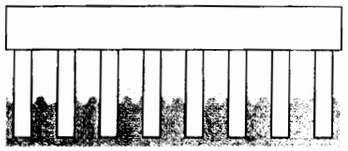

海底に打ち込んだ多数の杭（鋼管）で海上基地を支える。清水建設、日商岩井、大林組などが提案。

検討されている 海上基地 大企業連合のターゲットに

箱（ポンツーン）方式

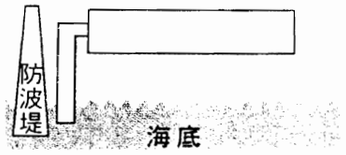

箱形にした海上基地を防波堤内に置く。三菱重工業や造船業界のグループが提案。

半潜水（セミサブ）方式

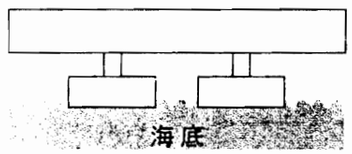

海中の構造物の浮力で海上基地を波の上に持ち上げる。米ベクトル社、大林組などが提案。

（海上基地はいらない！ 名護市平和委員会）

オキナワ				
あらまし			オキナワの米軍基地	
位置	東西	(E.L.131°19′)～(E.L.122°56′) (N.L. 25°57′)～(N.L. 24°26′)	施設数	42施設・区域（H6.3.31現在）
	南北	(E.L.128°13′)～(E.L.123°47′) (N.L. 27°51′)～(N.L. 24°02′)	面積	245km²（県土の10.8%、在日米軍専用施設の74.6%） 沖縄本島：235km²（地域の約19.6%）
面積	2,264km²（沖縄本島：1,193km） （有人島 41）		軍人等	50,000人（軍人・軍属・家族）（H5.12.31） うち、空軍18,000人、海兵隊26,000人、他
人口	1,223千人（1km当たり人口密度：540人） 沖縄本島：1,100千人（905人/km²）		主な基地	嘉手納飛行場……極東最大の空軍基地 キャンプ・ハンセン……大規模な実弾射撃訓練場 ホワイト・ビーチ……原子力潜水艦の寄航地
歴史	1853年	ペリー提督、那覇に来航		
	1945年	米軍、沖縄に上陸		
	1972年	沖縄、日本復帰		

在沖米軍基地位置図

（1997年3月31日現在）

（海上基地はいらない！ 名護市平和委員会）

普天間基地関連の復帰後の主な米軍機事故

1972年	OV-10Bブロンコの燃料タンクが沖国大建築現場に落下。作業員がガソリンをかぶり、コンクリートにひびが入った。
1973年	CH-46ヘリが北部訓練場で墜落。乗員３人が死亡、１人行方不明。
1973年	CH-46ヘリが国頭村で高圧線に接触、畑に不時着。村全体が３時間停電。
1974年	CH-46ヘリが木材搬出用ロープに接触、国頭村安波ダム建設現場に墜落。乗員３人死亡。
1975年	CH-46ヘリ国頭村安波ダムの工事現場の資材運搬用のワイヤロープに接触、墜落炎上。乗員３人が死亡。
1976年	CH-53ヘリがエンジン故障で那覇の海上に墜落。乗員４人全員死亡。
1977年	CH-46ヘリが宜野座村漢那に不時着。風圧で3,500坪の農作物に被害。
1978年	CH-46ヘリが北谷沖合150㌔に墜落。乗員４人全員死亡。
1978年	CH-46ヘリの風防ガラスが具志川市で落下。
1978年	CH-46ヘリのドアが勝連町の沖合50㌔に落下。
1980年	米海兵隊ヘリコプター（機種不明）が石川発電所構内に不時着。
1980年	OV-10ブロンコが普天間基地内で墜落。乗員１人死亡、１人負傷。
1982年	UH-1ヘリが具志川市の住宅地に不時着。
1985年	CH-53ヘリが辺野喜ダム上流近くに墜落炎上。山火事発生。
1987年	AH-1攻撃ヘリがオイルもれのため国頭村楚洲の牧草地に緊急着陸。
1988年	CH-46ヘリ２機が空中衝突。１機が伊湯岳東側に墜落・炎上。乗員４名死亡。他の１機も損傷。
1989年	CH-46ヘリが夜間上陸演習中、南部海上に墜落。
1991年	CH-53ヘリが物資の宙づり輸送訓練中約590㌔の物資を読谷沖合に投下。
1992年	AH-1攻撃ヘリがキャンプ・ハンセン内で着陸失敗・転倒。45㌔のローターが宜野座村大川ダム近くの民間地域に落下。
1992年	CH-46ヘリが普天間基地内で移動中横転、機体がこわれる。
1994年	UH-1ヘリが普天間基地離陸後北中城村で16㌔の救難用具を落下。
1994年	CH-46ヘリが普天間基地内でローターをとめて軟着陸をする特殊作戦の訓練中、「操作ミス」で基地内に墜落、胴体が二つに折れる。
1996年	CH-46ヘリが嘉陽小学校前の砂浜に不時着。「救助」に来た別のヘリコプターが、エンジンをとめライトを消して着陸する訓練をした。

名護市での復帰後の米軍関係の主な事件・事故

年	事件・事故の内容
74年10月	キャンプ・シュワブ所属海兵隊員が女性飲食店経営者から現金を窃盗の上、殴打殺害。
75年３月	大規模な実弾射撃訓練による爆風・振動で、久志地域の市民１名負傷、民家の窓破損、保育所のドア変形などの被害。
78年４月	キャンプ・シュワブから発射された105㍉弾が数久田海岸に落下。
78年12月	演習中の米兵が許田区に機関銃を乱射。民家から弾こん。
79年６月	キャンプ・シュワブから普天間に向かうCH-46ヘリが畑に不時着。
79年８月	数久田の豚舎水槽にM12重機関銃弾が撃ち込まれる。
81年７月	キャンプ・シュワブでの廃弾処理の振動や爆音で、学校の授業が中断したり、家屋の壁が損傷。
82年８月	キャンプ・シュワブ所属海兵隊員が日本人女性を殺害。
82年11月	海兵隊によるAV-８ハリアー垂直攻撃機などの演習により、久志地域で学校の授業を中断するほどの激しい騒音被害。
83年３月	大型ヘリが豊原区45番地付近に不時着。
84年５月	許田区内で停車中のダンプが海兵隊のM-85重機関銃弾を被弾。
84年６月	伊江島を出発したCH-53大型ヘリが名護漁港内に不時着。
84年10月	北部訓練場に向かうCH-53大型ヘリのドアが天仁屋区内に落下。
87年10月	国道58号線許田を走行中のタクシーが重機関銃弾を被弾。
89年11月	SH-２ヘリが辺野古崎南東２～３キロメートル沖合に墜落（乗員１名不明）。
90年１月	国道329号線辺野古を走行中の爆薬輸送車両が横転し、民家のブロック塀に突っ込む。
93年４月	辺野古弾薬庫でのCSガスと猛毒の白リンの貯蔵疑惑が明るみに。
94年11月	UH-１ヘリが着陸に失敗して基地内に墜落（米兵５名死傷）。
94年12月	３軍合同演習により爆音被害。久志地域の各学校の授業中断。
94年12月	国道329号線辺野古を走行中の大型貨物自動車が、歩道横の電柱をなぎ倒し、土手に転落。
95年12月	キャンプ・シュワブで実弾演習中、山火事発生。
96年10月	嘉陽小学校前の海岸の砂浜に普天間基地所属のヘリが不時着。

（海上基地はいらない！　名護市平和委員会）

（宮崎日々新聞 97年12月22日）

海上ヘリ基地許さず

「反対」2372票差で過半数

名護市民投票

市長の決断が焦点

沖縄の米軍普天間飛行場返還に伴う海上ヘリ基地建設の是非を問う名護市の市民投票が二十一日、投開票され、条件付きを合わせた反対票が、「環境対策や経済効果が期待できるので賛成」との条件付きを含めた賛成票を上回った。昨年九月の基地縮小を問う沖縄県民投票に続き県民が再び「基地ノー」を突き付けた。投票率は八二・四五％で、昨年九月の県民投票時の五七・九〇％を大幅に上回った。（3、18、19面に関連記事）

投票結果に法的拘束力はないが、反対派は比嘉鉄也一市長に受け入れ拒否表明を迫る。比嘉市長は建設を受け入れるかどうかの決断について「まず大田昌秀知事の判断を仰ぐ」と明言、一方で知事側は「市がまず判断すべき」としており、問題解決は長期化しそうだ。

政府にとっても大きな打撃で、市、県の決断次第では、普天間返還凍結の事態も予想され、県内移設を基本とする政府の米軍基地縮小策が見直しを迫られるのは必至。対米関係にも影響しそうだ。

建設受け入れを前提にした政府提示の経済振興策や基地交付金など経済効果に期待する条件付き賛成派は「振興策で街の活性化を」と訴え、反対派は「基地と振興策は別問題」と批判。激しい集票活動を展開した。政府も閣僚を相次いで現地入りさせたり、防衛施設庁職員に戸別訪問させるなど、賛成派を後押しした。

しかし、反対派は沖縄への基地集中実態や候補海域の環境への影響、安全面での不安を訴え、不在者投票に企業動員をかけるなど新手の戦術を駆使した賛成派の追い上げを振り切った。

【比嘉鉄也・名護市長の話】市民の皆さんが苦渋の選択をしたことに対して心を痛めている。本日の市民投票で示された賛成、反対それぞれの票の重みを厳粛に受け止め、慎重に検討を行い、この問題に対処していく。市民の理解と協力を願う。

反基地感情 強さを示す

解説

海上ヘリ基地建設の是非を問う名護市民投票は「反対」が有効投票の過半数を占め、女子小学生暴行事件以来大きなうねりを見せてきた沖縄県民の反基地感情の強さをあらためて示したといえる。政府は「本音は建設容認」とされる比嘉鉄也市長や大田昌秀知事の受け入れ決断になお期待を掛けるが、投票で示された「建設反対」の民意と逆に、市長や知事が建設を受け入れるとすれば、かなりの反発が予想され「政治生命にかかわる」（市長周辺）事態となるのは避けられまい。

住民投票の意義からみても妥当といえるかどうか論議を呼ぶことになろう。

県民の基地縮小の願いにこたえる形で日米が合意した普天間返還だが、県内移設条件は長年基地の重圧を身近に感じ苦しんできた県民に「基地のたらい回し」と反発を呼び、今回の反対多数に表れたとみられる。

名護市民投票結果（21日）有効投票数30,906

当日有権者数 38,176人　投票者数 31,477人（投票率 82.45％）

	投票者数	有効投票数に占める割合	全有権者数に占める割合
賛　成	2,562	8.28%	6.71%
環境対策や経済効果が期待できるので賛成	11,705	37.87%	30.66%
賛　成　計	14,267	46.16%	37.37%
反　対	16,254	52.59%	42.57%
環境対策や経済効果が期待できないので反対	385	1.24%	1.00%
反　対　計	16,639	53.83%	43.58%

（無効・持ち帰り571票）　（小数点2位未満は切り捨て）

（市投票実施本部集計）

キャンプ・シュワブ近くの投票所で一票を投するお年寄りら＝21日午前、沖縄県名護市豊原

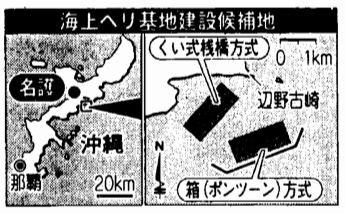

（朝日新聞 98年2月7日）

普天間返還、凍結へ

海上基地 沖縄知事 反対を表明

県内の世論など重視

米軍普天間飛行場の返還に伴う海上航空基地（ヘリポート）の建設について、沖縄県の大田昌秀知事は六日、県として反対することを決めた。政府に伝えるとともに、記者会見で正式に表明した。建設候補地の名護市で昨年末に行われた市民投票で反対票が過半数を占め、県内世論も反対意見が強いことを重視した。建設受け入れを表明した比嘉鉄也前市長の辞職に伴い、海上基地問題を最大の争点とした市長選が八日に投開票されるが、知事の反対表明はその結果にも影響を与えそうだ。政府は「新たに打つ手はない」としており、普天間返還・移設問題は当分の間、凍結される見通しとなった。

（2・3・10・29・30・31面に関係記事）

首相「問題がそのまま残る」

記者会見で大田知事は「これまでの沖縄の基地は米軍が強権的につくってきたが、今度県民が容認してつくると、基地の性格がまるで違ってくる。このことが将来の沖縄の発展につながるのだろうか、と考えた。県民の大多数の意向が「基地に反対ということなら、これはお受けすることができないとの判断にいたった」と理由を述べた。

さらに「全国民が安保が重要と認識するのなら、全国民が負担すべきだ。沖縄は国に十分奉仕してきた」と述べ、基地の本土移転を含めて沖縄の基地削減を求めていく考えを示した。

県はこの日、庁議と三役会議などの幹部会議を開き、最終判断について協議。反対票が賛成票を約二千三百票上回った昨年十二月の名護市民投票や、その後の各種団体や自治体などからの意見聴取の結果、海上基地建設に反対する県内世論が強かったことを重視すべきだとの結論に達した。

これまでの意見聴取や県幹部の協議では、自由貿易地域（FTZ）構想などを進めていくうえで、国の協力は欠かせないとして政府との関係悪化を懸念する声もあったが、基地問題と振興策は別問題との意見で一致した。

沖縄県は今後、在沖米軍の兵力削減とともに、普天間飛行場については県内移設なしでの返還を日米両政府に求めていく方針だ。一九九六年十二月に出された「沖縄に関する日米特別行動委員会」（SACO）の最終報告は、返還合意した十一施設のうち七施設について県内移設を条件としている。県はほかの基地返還については、状況に応じて判断するとしているが、大田知事は「移設先とされる県内の自治体や住民を中心に強い反発がある」との認識を示した。

◇

橋本龍太郎首相は六日、沖縄県が海上航空基地（ヘリポート）受け入れ反対を正式に決めたことについて「（大田昌秀）知事さんから、ご自分で提起された問題ということだけに、問題がそのまま残るだろう」「日米両国ができる限りの努力をし、解決策を見いだそうとした。そのひと言に尽きる」などと述べ、米軍普天間飛行場の返還は凍結されるとの見通しを示した。首相官邸で記者団の質問に答えた。

反対理由の骨子

大田昌秀・沖縄県知事は六日、普天間飛行場移設に伴う海上航空基地建設の受け入れ反対について、「知事コメント」を発表した。その中で示した反対理由の骨子は次の通り。

●名護市の市民投票の結果、海上基地建設に反対する住民が多数を占めた。これを尊重するのが民主主義の基本ルールだ。

●一九九六年七月、沖縄県議会は「普天間飛行場の全面返還を促進し、基地機能強化につながる県内移設に反対する決議」を全会一致で行っている。

●県内各層の意見聴取の結果、県内移設反対の基本原則を堅持すべきとして、基地建設に反対する意見が多数を占めた。

●キャンプ・シュワブ沖の優れた自然環境への影響が危惧（きぐ）される。

●県政運営の基本理念は「平和」「共生」「自立」を根幹に据え、「基地のない平和な沖縄」を実現することである。多くの県民の意思にも合致する。

海上航空基地の受け入れ反対を決め、政府に伝えたことを表明する大田昌秀・沖縄県知事＝6日午前11時40分、那覇市の沖縄県庁で

県と政府「冷却期間」に

知事選後まで手詰まりか

橋本政権が最重要課題の一つに掲げてきた沖縄の米軍基地問題は六日、大田昌秀知事が普天間飛行場の返還にともなう海上航空基地（ヘリポート）建設に反対する考えを正式に表明し、新たな段階に入った。日米間の普天間返還合意は県内移転が前提。このため政府は返還の凍結はやむを得ないと判断している。しかし、政府と沖縄県の相互不信が深まれば、基地問題への跳ね返りだけでなく、自社さ連立体制や、長期的な日米関係への影響は避けられない。

●凍結やむなし

政府には、普天間返還は知事の強い要望を受けて取り組んだものという気持ちが強い。それだけに「首相に事前の説明なく表明されたのは、信義の観点からまことに遺憾」（村岡兼造官房長官）と強く反発しており、沖縄県との間では当分「冷却期間」を置かざるを得ないと判断している。

日米特別行動委員会（SACO）の合意は、普天間の持つ機能の県内移設が前提。海上航空基地建設案を知事に拒否されれば、日本政府はただちには手を打ちようがない。

ただ、市街地に位置する普天間をこのまま放置すれば、事故の危険性を抱えていくことになる。それだけに八日の名護市長選で比嘉鉄也前市長の後継候補が勝利し、「政府と新市長で事業を進める」（政府関係者）ことや、「今秋の沖縄知事選で大田知事が三選を果たせば柔軟になるのでは」（防衛庁幹部）といったことに期待をつなぐしかない。

ただ、知事が反対を表明した背景には県民世論があるだけに、いずれも希望的観測にとどまっている。

当面は、「沖縄の対応に不満はあっても、『ねばり強く話し合いを続ける』というほかない」と外務省幹部は話す。

●揺らぐ自社さ連立体制の意義

橋本政権にとって基地の整理・縮小問題は、村山政権から引き継いだテーマ。「社民党と連立を組んでいるからこそ、自民党も本気になった」（現職閣僚）といい、政権基盤である自社さ体制の存在意義を示す成果ともなり得た。

だが、安保・防衛はそもそも政党の根幹的な政策に直結する問題だ。知事の判断を支持する社民党と、沖縄振興策の棚上げ論さえ噴き出す自民党との間で溝は深まりつつある。

昨年九月まで首相と二人三脚で返還計画を進めた梶山静六前官房長官は六日、「友党のゆるやかな連携に大きなひびが入った」と社民党を批判した。

●揺るぎ残る日米安保の後遺症

普天間の代替地を探す作業はあくまで日本政府の内政問題。日本側は「米国からみて、今回のことで、政権の信頼性が失われることにはならない」（政府筋）と見ている。在日米軍にとっても、現在の普天間を継続して使用することには問題はない。

だが、県内移設を前提としたSACO合意がその入り口で頓挫（とんざ）した後遺症は否定できない。

政府にとっても、米軍基地の整理・縮小問題は将来にわたって避けて通れない問題だが、「SACOさえ実現できずに、米国が果たして日本政府の話に耳を傾けてくれるだろうか」（外務省幹部）という懸念も出始めている。

（朝日新聞 98年2月9日）

反基地の玉城氏を破る

地元振興訴え実る

投票率82%

名護市長に岸本氏当選

米軍普天間飛行場の返還に伴う海上航空基地（ヘリポート）の建設問題で前市長が辞職した沖縄県名護市の市長選が八日、投開票され、基地建設賛成派が擁立した前同市助役の岸本建男氏（五四）が、建設阻止を訴えた前県議玉城義和氏（四九）らを破り、初当選した。基地建設の是非が問われた昨年十二月の市民投票では反対が投票者の過半数を占め、大田昌秀知事も六日に建設反対を表明。岸本氏もこれまで「知事の判断に従う」との立場をとってきたが、政府や岸本氏の支持者の間には、基地建設への打開策を探る動きもある。このため十一月に予定されている県知事選の結果次第では、海上基地建設問題が再浮上する可能性も出てきた。当日有権者数は三万八千三百三十五人で、投票率は八二・三五％だった。

（2・23面に関係記事）

当選した岸本建男氏（中央）＝8日午後9時27分、沖縄県名護市で

選挙は玉城氏と岸本氏の一騎打ちとなった。「政府はまだあきらめていない」と基地問題を最大の争点と位置づける玉城氏に対し、岸本氏は「比嘉鉄也前市長の受け入れ表明で決着がついた。あとは知事の判断に従う」と基地論争を回避。「前市長がつくった政府との人脈で振興策を実現させる」と地元振興策を前面に掲げる主張を展開してきた。

岸本氏の陣営は、市民投票で振興策と引き換えに基地建設に賛成した建設、観光、商工業者などを固めたうえ、比嘉前市長の地盤を引き継いで、有権者の多数を占める保守層から幅広い支持を集めた。

また、「大田知事の優柔不断さが、混乱を招いた」と知事批判を展開し、海上基地計画が浮上して以来、投票日直前の六日まで明確な態度表明を避けてきた大田知事にとっても打撃となった。

当選が決まった岸本氏は「ヘリポートの問題はすでに決着がついている。原点に戻って、県と国で再検討したらよい」と語った。

玉城氏の陣営は、知事の海上基地受け入れ拒否表明が大きな「追い風」になると期待したが、逆に基地建設に反対してきた市民層に選挙戦を楽観視するムードが広がってしまい、振興策を掲げる岸本氏に流れたとみられる。

岸本氏の後援会は、市民投票で建設賛成を訴えた団体が中心になっており、今後、岸本氏に基地受け入れを求める動きもある。ただ、建設反対を表明した大田知事の決意は固く、県の決定を覆すのは難しいとみられる。また、玉城氏を支援してきた建設に反対する政党や市民団体などは岸本氏が「知事の判断に従う」と明言してきたことから、「市民投票で建設反対の民意ははっきりしている」と建設阻止の運動を続けていくことにしている。

しかし、十一月には県知事選が予定されている。政府・自民党は県政奪還に全力を挙げて臨むと見られる。保守知事が誕生した場合、建設容認に路線転換を図る可能性が出てくる。

政府姿勢で混乱も

《解説》海上航空基地（ヘリポート）の建設容認派の住民らが推す岸本建男氏が当選したことは、建設計画を推進する政府にわずかな期待をつながせた。ただ、投票日の二日前には公有水面使用の許認可権限を持つ大田昌秀知事が政府案に反対を表明しており、移設計画が急速に進展するとは考えにくい。岸本氏が「基地」を争点にせずに当選した経緯を考え合わせると、政府が海上基地の建設を推進することは地元に混乱を招くだけだ。

建設反対票が投票者の過半数を占めた昨年末の市民投票後、政府は今回の市長選に、海上基地建設実現への「いちるの望み」を託していた。建設反対を掲げる玉城氏が勝てば、政府としての打開策がなくなってしまうことを恐れたためだ。政府側は一月中旬、大田知事と接触し、市長選への関与を自粛するよう求めていた。

玉城陣営は、政府の意向に反して、大田知事が海上基地に反対表明をしたことが「追い風」につながると読んでいたが、有権者の間では「基地問題は終わった」との認識が広がった可能性がある。今年の沖縄は「統一地方選の年」といわれるほど選挙が多く、十一月には知事選も控え、その意味でも自民党県連は「岸本氏の勝利で勢いづく」と期待を寄せる。

県執行部は告示前から、「玉城氏優勢」と分析していた。だが、市長選で岸本氏が勝っても、県の反対の意向に変化はないことを申し合わせている。

岸本氏は基地問題について、「約束通り知事の判断に従う」としているが、政府側は選挙結果を手がかりに、今後も海上基地建設を進めることは間違いないとみられ、名護市の混乱は当分の間続きそうだ。

（那覇支局・箱田哲也）

四角囲み政党は推薦支持　（確定得票）

当	岸本	建男	①無新 自	16,253
	玉城	義和	無新 民平共社公	15,103
	辻山	清	諸新	44

きしもと・たてお▽54歳▽元市助役・市企画部長・市建設部長・市都市計画課長・市農林課長▽早大

（しんぶん赤旗 97年12月14日）

日本の空港・港が米軍の基地になる

新「ガイドライン」の危険

筆坂参院議員の質問で明らかに

新「ガイドライン」（日米軍事協力の指針）にもとづいて、米軍が日本から海外へ軍事介入するとき、空港も、港湾も二十四時間米軍の「出撃基地」と化し、自治体や労働者も米軍の戦闘支援を強制される！。そうした危険性が参院運輸委員会での日本共産党の筆坂秀世議員の追及（四日、参院運輸委員会）で明らかになりました。

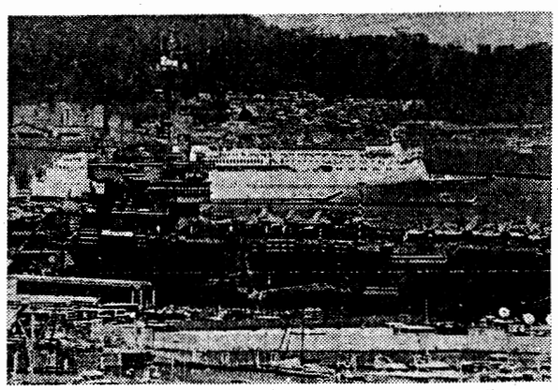

民間港・小樽に初めて寄港する米空母インディペンデンス
＝9月5日

質問する筆坂議員
＝12月4日、参院運輸委

自治体・民間 罰則で動員も

新「ガイドライン」の対米協力項目の四十項目のうち、民間港湾にかんするものが二十四項目、民間空港にかんするものが二十一項目にのぼります。

筆坂議員によれば、政府が動員対象として例示しているのは空港・港湾を管理する自治体をはじめ、民間業者も造船会社、海運業者、航空会社、運輸業者、旅行業者、水先案内人、タグボート業者、燃料業者、医療関係者などの業者・労働者で、まさに総動員体制です（別表）。

協力内容も、単に岸壁や滑走路の使用だけではなく、「米船舶の入港支援」、「米船舶・航空機に対する物資・燃料等の提供」「米船舶・航空機の修理・整備」、「物資の積みおろし、場所の提供」など多岐にわたっています。

運輸省の土井運輸政策局長は四日の参院運輸委員会で、自治体、企業、労働者が動員を拒否した場合の「罰則規定」も「これからの検討対象としている」と答弁しました。橋本首相は「罰則による動員は現在、検討していない」（十月三日、参院本会議）などとのべていましたが、土井局長の答弁は政府の本音を示したものとして重大です。

米軍優先の義務づけも

新「ガイドライン」では、「周辺事態」のさい、「米軍による民間空港・港湾の一時的使用を確保する」ことを義務づけています。

その根拠について、「日米地位協定二条4項bによる（米軍との）共同使用など、新たな『提供施設』もふくまれるのか」との筆坂議員の質問に、土井局長は「地位協定にもとづき、五条と二条の両方ある」と答弁しました。

現在、米軍の艦船や航空機は地位協定五条にもとづいて、入場料や着陸料を支払わずに民間空港・港湾に出入りすることが許されています。しかし、空港・港湾の管理権は自治体にあり、米軍の使用を拒否することもできます。

ところが「二条4項b」が適用された場合、空港や港湾は米軍との「共同使用」となり、使用協定次第では、米軍が優先的に空港・港湾を利用することも可能になります。

九六年、佐世保港内にある佐世保重工（SSK）の艦船修理ドックを、米軍が無料使用しようとして問題になりましたが、このときも「二条4項b」にもとづく「返還使用協定」（六八年）が問題になりました。同協定では、米軍が一週間前の通告だけで無償無期限で使用できる仕組みになっています。

政府が検討している有事立法では、米軍の優先使用を義務づける内容が盛りこまれる危険もあります。

「24時間使用」と政府検討

米軍による空港・港湾の「有事」使用では、「運用時間の延長」問題もあります。筆坂議員が「二十四時間をふくめて検討されるのか」と問いただしたところ、土井局長は「検討する可能性はある」と答弁しました。

二十四時間体制で米軍が使用すれば、空港・港湾は完全に閉鎖され、国民生活に重大な影響が出ます。

日本は危険な参戦国になる

米軍による空港・港湾の使用は、米軍が空港・港湾を日本の防衛とは無関係な「周辺有事」への米軍の出撃基地とすることを意味します。

筆坂議員は、湾岸戦争で、サウジアラビアの空港・港湾が補給や後方支援の拠点としていかに重要だったかを紹介。「相手国から見れば、港湾や空港は最も重要な攻撃目標になりうる」とのべ、政府の姿勢をただしました。

藤井運輸相は「現行憲法の範囲内で適切に（協力を）おこなうことが重要」とのべましたが、米軍に空港・港湾を提供することは憲法の平和原則にそむき、日本を危険な参戦国の立場に導くことは明白です。

●新「ガイドライン」で動員される港湾・空港関係者

協力項目	港湾	空港
	自治体　民間	自治体　民間
①施設の使用		
・人員、物資の積みおろしに必要な場所、保管施設確保	○港湾関係企業、倉庫業者等	○空港・航空関係企業等
・運用時間の延長→24時間含めて措置	○港湾関係企業、港湾荷役業者等	○　〃
・自衛隊の飛行場（民間との共用）の提供	—	○　〃
・空域（訓練・演習）の提供	—	○航空会社
②役務の提供		
・米船舶、航空機に対する物資及び燃料の提供	○燃料、（運送、鉄道会社）等	○燃料、空港関連会社
・米軍施設・区域に対する物資及び燃料等の提供	○　〃	○運送、鉄道、燃料等
・人員、物資、燃料等の日本国内での海上・航空輸送	海運業者等	航空会社
・公海上の米艦船への人員・物資、燃料等の海上輸送	〃	—
・上記のためのクレーンの使用	○港湾関連企業等	—
・米船舶、航空機の修理・整備	造船企業等	航空会社、航空整備会社
・修理部品の提供	各種部品メーカー、造船企業等	各種部品メーカー
・整備用資機材の一時提供	造船企業、ドック	航空整備会社、施設
・日本国内における傷病者の輸送	○海運業者、（バス、鉄道）	航空会社、バス、鉄道
・米軍施設・区域の警備	○警備会社	警備会社
・米軍施設・区域の海域の周囲の海域の警戒監視	○	—
・日本国内の輸送経路の警備	○	
・米船舶の入港支援	○タグボート業者、水先案内人	—
・物資の積みおろし	○港湾荷役、運送業者、労働者	航空会社、空港関係企業
・日本領域及び周囲の領域での海上運航調整	海運業者、漁船等	—
・日本領域及び周囲の空域での航空交通管制、空域調整	—	航空会社等
・被災地への人員、補給品の輸送	海運業者	航空会社
・避難民救援及び輸送のための活動	〃	〃
・日本領域及び日本の周囲の海域での捜索・救難活動	水難救難員	—
・情報交換、非戦闘員との連絡、非戦闘員の集結・輸送	海運業者	〃
・非戦闘員の輸送で米船舶、航空機が港湾・空港使用	○港湾関係企業	○空港関係企業
・非戦闘員の日本入国時の通関、出入国、検疫	○	
・日本国内の一時的宿泊、輸送、衛生等非戦闘員の援助	○旅館業者、海運業者	○旅館業者、航空会社

※新「ガイドライン」別表にもとづき、筆坂議員が作成。
※（ ）内は陸上運送関係、※自治体が関わるところに○を付してある

（朝日新聞 98年1月31日）

九州周辺上空の日米共同訓練

3空域で実戦さながら

主要都市防衛を想定

レーダーで「戦況」刻々

日米の戦闘機が敵と味方に分かれ、九州周辺の上空で実戦さながらの空中戦を繰り広げた。三十日に終わった自衛隊西部航空方面隊と米空軍による日米共同訓練は、今回も日本へ侵攻しようとする航空兵力を発見、要撃するなど「有事」を想定した内容だった。この演習を米軍は「コープ・ノース（北方応戦）」と呼ぶ。「周辺事態」に対処する新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に基づく共同作戦づくりを前に、訓練に反対する人たちは「米国の戦争に日本が自動参戦する体制づくりだ」と指摘している。（具志堅 直）

自衛隊員の出迎えを受ける米軍パイロットら。期間中、基地内の隊舎に寝泊まりした＝18日、福岡県椎田町の航空自衛隊築城基地で

金属音をまき散らし、疾走するF16ファイティング・ファルコン。青森県・三沢基地に常駐する米空軍の主力戦術戦闘機は、航空自衛隊新田原基地（新富町）の滑走路から急上昇した。共同訓練の期間中は通常訓練とは別に、早朝、昼、午後の平均三回、共同訓練参加機の離着陸が続いた。

●訓練課目

自衛隊の通常訓練の場合でも、訓練空域で何が行われているのか、周辺住民には分からない。発表された資料や関係者の話から、共同訓練のひとコマをおおまかに再現すると――。

舞台は四国沖。日向灘沖から和歌山県沖まで広がる航空自衛隊の訓練空域「リマ」で、一対一の「戦闘機戦闘」が始まった。背面から攻撃できるような優位な位置を取り合い、攻撃用の表示装置で相手を追う。数秒間とらえると、「KILL」（撃墜）とする。

九州西方の訓練空域「パタ」では、「ショーグン」と呼ばれる米空軍のF15イーグルと航空自衛隊のF4が組んで、「敵」を攻撃中。西部航空方面隊司令部のある春日基地（福岡県春日市）の防空管制指令所のレーダー表示板に「戦況」が映し出される。

半径四百㌔が見通せるという米空軍の空中警戒・管制システム機E3や、航空自衛隊の早期警戒機E2Cからも中継情報が送られてくる。春日基地の訓練統制官は、これらをもとに新たな指示を出す。

「防空戦闘」はある主要都市を想定、攻撃から守るため、どう迎え撃つかの訓練。例えば、九州に国籍不明機が接近してくると、串間市の高畑山レーダーサイトなどがとらえた情報をもとに、新田原や築城基地（福岡県椎田町）などから要撃戦闘機が緊急発進（スクランブル）する。

築城基地の第八航空団司令部監理部は「想定するエリアは、北九州市や福岡市などケース・バイ・ケース」という。同基地では、着陸した戦闘機がいかに早く再発進できるか、を競う訓練もあった。

●訓練空域

日米共同訓練の量的、質的な強化に伴い、日本周辺に張り巡らされた訓練空域の間を行き来する旅客機に、訓練機が急接近するトラブルが多発している。民間パイロットらでつくる日本乗員組合連絡会議などは、訓練空域の見直しなどを訴えている。

九州の東と西に設定された訓練空域に向かう新田原基地の戦闘機は、民間航空路とは高度差がある「NYUTABARU WEST／EAST」という専用回廊（コリドー）を利用している。

宮崎空港の航空管制官などによると、普段の自衛隊は安全性と定時運航に配慮しているが、訓練ではない緊急発進になれば、自衛隊機優先になる。共同訓練で臨時の訓練空域が設定されれば、管制業務が影響を受ける時もあるという。

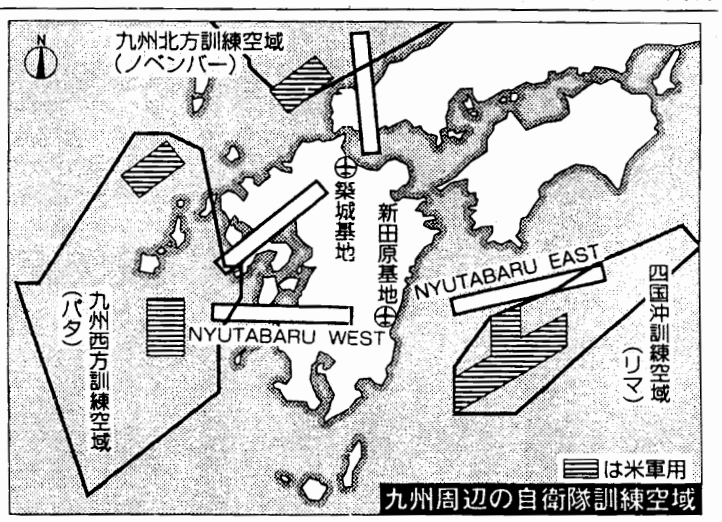

九州周辺の自衛隊訓練空域

《メモ》西部航空方面隊の今年度三回目の日米共同訓練（十九日―三十日）には、自衛隊機が新田原、築城両基地の三十八機、米軍機は三沢、嘉手納、岩国、ハワイ、アラスカの各基地より二十七機が参加した。新田原と築城には計二百五十人の米軍人が滞在。四国沖（リマ）、九州西方（パタ）、九州北方（ノベンバー）の三訓練空域を使用した。

エリアりぽーと 宮崎

（徹底解明新「ガイドライン」　日本共産党出版局）

新「ガイドライン」

日米防衛協力のための指針の見直しの終了

日米安全保障協議委員会
於　ニュー・ヨーク
一九九七年九月二十三日

日米同盟関係は、日本の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するために引き続き重要な役割を果たしている。日米同盟関係は、この地域における米国の肯定的な関与を促進するものである。この同盟関係は、自由、民主主義及び人権の尊重等の共通の価値観を反映するとともに、より安定した国際的な安全保障環境の構築のための努力を始めとする広範な日米間の協力の政治的な基礎となっている。このような努力が成果を挙げることは、この地域のすべての者の利益となる。

一九七八年十一月二十七日の第十七回日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ）で了承された「日米防衛協力のための指針」（「指針」）は、防衛の分野における包括的な協力態勢に関する研究・協議の結果として策定された。指針の下で行われたより緊密な防衛協力のための作業の成果には顕著なものがあり、これは、日米安全保障体制の信頼性を増進させた。

冷戦の終結にもかかわらず、アジア太平洋地域には潜在的な不安定性と不確実性が依然として存在しており、この地域における平和と安定の維持は、日本の安全のために一層重要になっている。

一九九六年四月に橋本総理大臣とクリントン大統領により発表された「日米安全保障共同宣言」は、日米安全保障関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、二十一世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。また、総理大臣と大統領は、日本と米国の間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、一九七八年の指針の見直しを開始することで意見が一致した。

一九九六年六月、日米両国政府は、一九九五年十一月の日本の「防衛計画の大綱」及び「日米安全保障共同宣言」を踏まえて指針の見直し（「見直し」）を行うため、日米安全保障協議委員会の下にある防衛協力小委員会（ＳＤＣ）を改組した。防衛協力小委員会は、冷戦後の情勢の変化にかんがみ、指針の下での成果を基礎として、以下の分野について検討を行ってきた。

○平素から行う協力
○日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等
○日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（「周辺事態」）の協力

これらの検討は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大

枠及び方向性を示すことを目的としたものである。見直しは、特定の地域における事態を議論して行ったものではない。

防衛協力小委員会は、一九九六年九月の日米安全保障協議委員会による指示を受け、一九九七年秋に終了することを目途に、より効果的な日米協力に資するような考え方及び具体的な項目を洗い出すことを目標として見直しを行った。見直しの過程で防衛協力小委員会において行われた議論は、一九九六年九月の「日米防衛協力のための指針の見直しの進捗状況報告」及び一九九七年六月の「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめ」に整理されている。

防衛協力小委員会は、新たな「日米防衛協力のための指針」を作成し、これを日米安全保障協議委員会に報告した。日米安全保障協議委員会は、以下に示す指針を了承し、公表した。この指針は、一九七八年の指針に代わるものである。

日米防衛協力のための指針

Ⅰ　指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

Ⅱ　基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

1　日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

2　日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

3　日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。

4　指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

Ⅲ　平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、ま

た、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1　情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2　安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3　日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

Ⅳ　日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1　日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2　日本に対する武力攻撃がなされた場合

（1）整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

（イ）日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

（ロ）自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

（ハ）米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

（2）作戦構想

（イ）日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の

使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

（ロ）日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

（ハ）日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

（ニ）その他の脅威への対応

（i）自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

（ii）自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

（3）作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

（イ）指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

（ロ）日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

（ハ）通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

（ニ）情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

（ホ）後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

（i）補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

（ii）輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

（iii）整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

（iv）施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

（v）衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V　日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1　周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確

保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2　周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記IIに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表〔50～51ページ〕に示すとおりである。

（1）日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

（イ）救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

（ロ）捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

（ハ）非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

（ニ）国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

（2）米軍の活動に対する日本の支援

（イ）施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

（ロ）後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

（3）運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

VI　指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の二つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

（別表）

機能及び分野			協力項目例
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置		○被災地への人員及び補給品の輸送 ○被災地における衛生、通信及び輸送 ○避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給
	捜索・救難		○日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換
	非戦闘員を退避させるための活動		○情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 ○非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ○非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 ○日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動		○経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 ○情報の交換
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用		○補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 ○米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ○米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ○訓練・演習区域の提供 ○米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設
	後方地域支援	補給	○自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ○米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供

（次ページに続く）

米軍の活動に対する日本の支援	後方地域支援	輸送	○人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ○公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ○人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
		整備	○米航空機・船舶・車両の修理・整備 ○修理部品の提供 ○整備用資器材の一時提供
		衛生	○日本国内における傷病者の治療 ○日本国内における傷病者の輸送 ○医薬品及び衛生機具の提供
		警備	○米軍施設・区域の警備 ○米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ○日本国内の輸送経路上の警備 ○情報の交換
		通信	○日米両国の関係機関の間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保及び器材の提供
		その他	○米船舶の出入港に対する支援 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ○米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ○米軍施設・区域従業員の一時増員
運用面における日米協力	警戒監視		○情報の交換
	機雷除去		○日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整		○日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ○日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1　計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

（1）共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

（2）準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

（3）共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2　日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

Ⅶ　指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

（徹底解明新「ガイドライン」　日本共産党出版局）

日米安保条約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

（昭和三十五年〔一九六〇年〕六月二十三日　条約第六号）

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締結国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。